

第9回富士市まちづくり活動推進条例検討会議 議事録

日時：平成27年5月15日(金) 19:00～21:00

場所：市庁舎8階 政策会議室

◎出席者(敬称略)

委員長：日詰 一幸(静岡大学教授)
副委員長：小出 禮節(富士市町内会連合会会長)
委員：齋藤 立己(富士市生涯学習推進会連合会会長)
松本 玲子(富士市社会福祉協議会会長)
和久田 恵子(中部ブロック代表)
石川 計臣(北部ブロック代表)
西森 共二(西部ブロック代表)
明石 武彦(一般公募委員)
佐久間 恵(一般公募委員)
今村 優子(一般公募委員)
欠席：望月 恵子(東部ブロック代表)
松野 俊一(南部ブロック代表)
加藤 崧(北西部ブロック代表)
オブザーバー：加納 孝則(市民部長)
事務局：まちづくり課 4名
傍聴者：2名

1 開会

2 市民憲章唱和

3 委員長挨拶

4 議事(進行：日詰委員長)

(1) 項目9：まちづくり協議会と市の役割分担

⇒条文案の通り承認された。

(2) 項目10：まちづくり協議会に対する市の支援

⇒第4号の支援のあり方について、再度事務局にて検討し、次回報告する。

(3) 項目12：諮問機関

⇒市の附属機関として審議会を設置するのではなく、懇話会等を開催していく方向で再検討する。

(4) 項目1：前文

⇒資料のみ説明。次回意見交換する。

5 その他、連絡事項(事務局から連絡)

・次回以降のスケジュール確認

6 閉会

【議事録詳細】

(1) 項目9：まちづくり協議会と市の役割分担

(委員長)

前回から引き続きまして、項目9の「まちづくり協議会と市の役割分担」について御検討いただきます。前回は、「自助・共助・公助」といった表現について、委員の皆様から多くの御意見をいただいたかと思えます。前回の議論をもとに、事務局より今回の提案の考え方について説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

事務局から、「自助・共助・公助」といった表現を使わない修正案が出されました。皆様いかがでしょうか。

(H委員)

嬉野市の例ですと、条文の中に括弧書きで「補完性の原則」の説明をしています。「補完」だけですとわかりづらいので、説明が必要ではないでしょうか。

(委員長)

「補完」という言葉自体が少しわかりにくいとの御意見です。他の平易な言葉で表現した方がよいかどうか、という事になりますが、いかがでしょうか。

(F委員)

用語の定義の中で、「補完」を定義したらどうでしょうか。また、まちづくり協議会が解決できない課題というのは、具体的にはどのようなことを想定しているのでしょうか。

(委員長)

二つの御意見だったと思います。事務局の考え方はいかがでしょうか。

(事務局)

まちづくり協議会が課題解決に向けた事業を行う際に、足りない部分を財政的に支援したり、あるいは、人的支援や技術的な支援をしたりすることもあるかと思えます。様々なケースが想定されるかと思えますが、そういった関係性を「補完」という言葉で表現させていただきました。

(委員長)

少しわかりづらいでしょうか。

(D委員)

まちづくり協議会自体は地域主体の組織ですので、市が指導的な立場にあるわけでもないわけですから、このような表現にならざるを得ないかと思えます。

(G委員)

私は今回の提案で、まちづくり協議会と市の役割分担がとてもわかりやすくなったと感じています。また、「補完性の原理」とか「補完性の原則」という言葉を使うのであれば説明が必要かもしれませんが、ここでは「補完する。」という表現です。このままの意味で捉えれば良いと思います。

(A委員)

私も余計な表現を入れず、このような表現で良いと感じました。先ほど事務局は、財政的な支援等の具体的なことを言いましたが、私は、将来的にまちづくり協議会が消滅してしまうようなことがあってはならないので、そういった時にきちんと市が助けていくようなことも想定しました。この表現ならそういったことも含まれると思いました。

(C委員)

ここで示しているのは、具体的な市の支援でなく、役割分担のことを表現しているので、こういった表現で良

と思います。

(委員長)

まちづくり協議会としての「自助」の部分が非常に厚いわけですね。多くの部分について、まちづくり協議会が主体的に関わっていくわけですが、様々なケースでまちづくり協議会だけでは解決できないことも出てくると思います。その時に、市と協議しながら、市ができることを決めていくといった形での「補完」という捉え方ならばこの表現で良いかと思います。いかがでしょうか。

(H委員)

やはり「補完」が気になります。

(C委員)

必要でしたら、「補完」という言葉をどこかで説明すれば良いと思います。

(F委員)

「補完」という言葉を、すごく広義に捉えられてしまわないかと思います。どこかで説明した方が良いでしょう。

(委員長)

なかなか条例の中で、この言葉だけを定義するのは難しいですが、逐条解説で示していくことは可能だと思います。

(F委員)

そうしていただければよろしいと思います。

(委員長)

それでは、項目9につきましては、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(全 員)

異議なし。

(委員長)

項目9はこれで進めさせていただきます。なお、逐条解説には「補完」について、もう少し丁寧な説明を加えてください。

(2) 項目10：まちづくり協議会に対する市の支援

(委員長)

続いて、項目10の「まちづくり協議会に対する市の支援」になります。3号までは前回までに御承認いただいたかと思いますが、今回は4号について、再度御意見を伺いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(委員長)

事務局の今回の提案では、「事務局機能の充実に向けた支援」を行うということですが、皆様いかがでしょうか。

(副委員長)

まちづくり課が、当初に「地域の力こぶ増進計画」を説明した時と考え方が変わったように感じました。「事務局はまちづくりセンターに設置し、職員も増員していく」と言っていた様に記憶しています。将来的にまちづくり協議会の事務局を協議会に移すという事ではなかったと思います。

(事務局)

まちづくりセンターの職員がいなくなるという事ではないです。

(副委員長)

「まちづくり協議会のために選任職員を増員する」と言っていたはずです。

(D委員)

地域の力こぶ増進計画には、事務局は地域が担うことが望ましいと書いてありますよね。そのための補助制度も検討するとも書いてあったと思います。

(事務局)

当面はまちづくりセンターが事務局を担うとしていますが、将来的には事務局は地域の皆さんに担っていただきたいとしています。

(副委員長)

この計画自体、市が勝手に作ったものですからね。私は、当時、事務局はまちづくりセンターで、職員も増員していくと聞いています。包括補助金制度も先行き不透明で、事務局も引き上げるとなると、まちづくり協議会は立ち行かなくなりますよ。将来的に移すとしても、当然それなりの対応をしてからでないと無理な話です。

(G委員)

私は、市の職員がまちづくり協議会の組織の中にいることに違和感を覚えます。ですので、事務局はあくまで、まちづくり協議会自身が担うべきであって、それを助けるのが市の職員の役割かと思います。そこまで持つていくには市の思案が必要かと思いますが、やはり最終的には地域が専従に雇った人とかを事務局に置くのが適当だと思います。それまでは、まちづくりセンターの職員が支援していくという形かと思います。

(副委員長)

それは確かに理想的ですが、財政的に何の支援も約束されない中で、地域が事務局職員を雇うことは不可能です。過去にまちづくり協議会と似た形のコミュニティができていた地区がありましたが、結局解散となりました。「同じ轍を踏むのですか。」という質問が、各所から出てきているわけです。理想はわかりませんが、膨大な事務局を地域が担えるのかということです。

(委員長)

私のイメージもG委員の御意見に近いです。基本的には、当面、市の職員が事務局機能を担うということですが、一定程度年数が経ったときに、まちづくり協議会が事務局職員を雇って、採用するときの人件費について、市が支援していくというイメージで捉えていました。

(事務局)

計画に示してある将来的な事務局のイメージとしては、今、委員長が仰ったとおりです。

(副委員長)

事務局員が何人も必要になりますよ。今、まちづくりセンターの職員が事務局を担っていると言いますが、それも一部でその他の部分で地域が担っていることも多いはずですよ。それを全部地域に任せるということになると、他の団体と掛け持ちでできるようなものではなくなります。そうすると、専従職員が何人も必要になります。そんな運営が成り立つのでしょうか。

(E委員)

現実的な話は、副委員長が仰ったとおりです。予算については、将来的にまちづくり協議会に一括交付するつもりですよ。そうすると、区長会や生涯学習推進会等の団体の予算をまとめて市に申請し、申請どおり交付されればいいですが、そうでなかった時にどのように配分すれば良いのでしょうか。ですので、補助金交付については、当面の間は今までどおりの体制で進めるといっていますね。今はまちづくりセンターが会計を担ってくれていますし、金額的にもそう多くありませんので良いかも知れません。しかし、将来的にもっと大きな額を、地域が扱うとなると問題が多いと思います。お金のことについては、計画の説明を受ける中でも、「福祉のことは社会福祉協議会などとの調整が必要」といったように、まだまだ調整不足だったように思います。一括交付には、もう少し時間がかかると思っています。

(委員長)

私がニューヨークに居た頃には、コミュニティ委員会という組織がありまして、コミュニティセンターに事務局長と事務局長がいました。市は、この二人の人件費を支払うわけですが、この人選についてはコミュニティに任されているわけです。この二人が地域のことをある程度回していくわけです。まちづくり協議会においても、事務局長的な役割の方が必要になると思いますが、地域の力こぶ増進計画においてはどのように考えているのでしょうか。

(市民部長)

まず、まちづくり協議会に参画する団体のすべてのお金をまとめて交付しようというものではありません。参加する団体同士が活動テーマごとに部会を作り、連携協力していく事が目的で、それぞれの個別の団体の活動はこれまでどおり行われます。それぞれの団体が交付を受けている補助金を全てまとめるようなことは一切考えておりません。

(E委員)

当初の計画の説明では、そのように言っていたかと思います。

(A委員)

確かに当初に計画を説明した際には、多くの補助金を束ねるような説明があったと思います。しかし、単事業に対する補助金については、単事業決算するのが一番わかりやすいと思います。一括交付してしまうと、どうしても声の大きい団体に多く使われることを危惧してしまいます。事務局も、地区の実情を聞いて、当初の説明を修正してきたと思います。

(市民部長)

事務局というのも、地区全体を包括するような大きな団体の事務局というイメージは持っておりません。それぞれ参画する団体が存在する中で、コーディネート役を担ったりするのがまちづくり協議会の事務局だと思えます。当面は地域コミュニティの最終ゴールとしては、「地域のことは地域で」という考え方のもと、将来的には地域の皆さんに担っていただきたいということで示しています。しかしながら、例えば5年後、10年後にすぐにやってくださいということではないと思います。

(副委員長)

ここ最近の行政の姿勢は、ある日突然、「やってください」と言ってくるような傾向が多いように感じます。

また、事務局を地域が担うにしても、場所がありません。新しいまちづくりセンターにはまちづくり室があるようですが、ほとんどの地区でまちづくり協議会が自由に使える場所はないです。簡単に事務局を受けられるような状況にないです。

(D委員)

当初、地域の力こぶ増進計画では、まちづくり協議会という組織は、分野別の活動実行部門が事業計画を作り、それに基づいた予算を積み上げて提案し、総務企画部門がそれを判断し、予算を立てるという形だったと思います。これでは、事務局に大変大きな負荷がかかるため、方針転換して丁寧な説明をしてきたと思います。当初の計画に示した形に持って行きたいのであれば、早い段階で方向性を示していく必要があると感じます。

(A委員)

市は議会にも説明しているから、そのように進めていきたいのでしょうか。しかし、それぞれの地区では、地区にあった形でまちづくり協議会を設立すれば良いという考え方が大半です。

(E委員)

この計画を作るときにどんな人たちが携わり、どれだけ整合性を持たせて作り上げてきたのか疑問です。この計画の説明会では、「突然こんなものを示したら、地区が混乱してしまう。」と意見させてもらいました。

現在、まちづくり協議会の会長を務めておりますが、私を支援してくれるような事務局の立場の人間は1人もいません。まちづくりセンターの職員にしても、まちづくり協議会の少ない予算の会計処理をしてくれているだ

けです。このような現状で事務局を地域に任せられても困ります。

(委員長)

事務局案では、まちづくり協議会自身が事務局機能を充実していくことを市が支援していくという表現が示されましたが、皆様の御意見を伺う限りは、実態と離れているようです。

(C委員)

今、話を聞いていますと、この条文書の第3号にある「必要な情報を提供すること」と全く違う状況になっていると思います。まちづくり協議会の会長が間違った情報を理解しているというような状況が起きているということですか。

(事務局)

地域の力こぶ増進計画の策定段階でも、計画策定後も説明の機会を設けさせていただいた経過がございます。計画を策定した年には市内26地区に2回ずつ説明に伺いました。また、昨年度もまちづくり協議会会長連絡会を開催させていただき、包括補助金の検討状況についても説明させていただきました。その時には、全ての補助金をまとめて、大きな額を交付するというものではなく、幾つかの事業補助金を束ねて交付することを検討していると報告させていただきました。

(E委員)

確かにその話は聞きましたが、今後、当初の計画で示した方向性に向かっていくのであれば、どのように進めていくのかを示していかないと、単発の取組になってしまいかねません。

(F委員)

少し整理させてください。まず、予算の件ですが、第1号で、「予算の範囲内において、財政的支援を行う」としております。先ほどから、近い将来に事務局を地域が担うとすると、そういった部分の財政支援についても、ここで示していく必要があると思います。例えば、5年、10年経ったときに、市が「予算がないから、もう職員を配置することができません。」とやってきた時に、どうしていくべきかを議論していくべきです。

(副委員長)

現実にそうなりつつあると思います。

(F委員)

それから、「事務局機能の充実」については、ソフトに加えて、ユニバーサルデザイン等のことも触れており、これはハードについても含まれると思います。そうすると、ハコモノについても考えていると受け止めました。

また、先ほどから、地域の力こぶ増進計画のことが話題に上がっていますが、こういったまちづくりの計画が富士市総合計画のどこに位置づけられているのかということも大事なことだと思います。議会に予算を通すには筋の通った説明が必要だと思います。その辺りがどのような状況になっているのかが見えにくいです。

(委員長)

地域の力こぶ増進計画が策定され、これに基づいて、市内26地区でまちづくり協議会が設立されたわけですが、皆様の御意見を伺う限り、事務局の当初の説明と今の実態が大分食い違っている部分があるということです。

また、事務局機能の将来的なあり方をどうするのか、といった点では、この計画では、将来的に事務局は地域が担うことが望ましいため、事務局の人件費を含めた運営に対する補助金制度を検討するとしています。ここで示している方向性に向けて、スムーズに移行していくためのどのような方策を考えているのでしょうか。

(D委員)

まちづくりセンターの職員が市の仕事をやりながら、事務局を務められる程度の範囲でまちづくり協議会を留めておくのか、地域に事務局を任せて、市は金銭的な支援を行っていくのか、早いうちに方向性を示していった方がいいと思います。

(委員長)

今御意見いただいた、事務局に関する市の方針というものが、今の段階で明確に定まっているのでしょうか。

この計画に基づいて進めていくということで理解してよろしいですか。

(事務局)

そもそも地域の力こぶ増進計画の計画期間は平成 28 年度までです。現計画では具体的に事務局をどう示すことは示しておらず、将来の理想的なあり方として、事務局は地域で担っていくことがふさわしいということを示しています。今後、具体的にどのように進めていくかということは、平成 28 年度以降、この計画を更新する際に、具体的な検討を行うべきものと考えます。ここでは、「まちづくり協議会に対する市の支援」を示していく際に、地域の力こぶ増進計画の三本柱である、活動実施体制、ひとづくり、活動の場と連携の三つの方向性で取組を進めておりますので、具体的に何かということではなく、支援の枠組みとして示させていただきました。前回様々な御意見をいただいた、「場の充実」という表現を事務局で検討した上で、事務局機能の充実に向けた支援という言葉がふさわしいのではないかとということで、今回この表現を示させていただきました。

(E 委員)

昨年、まちづくり協議会の会長連絡会が 2 回開催されましたが、その時に一体市は何を伝えたかったのかと考えさせられました。表面的な内容の説明に終始していて、人材の問題も含めて、まちづくり協議会についてどのように考えているのかわかりませんでした。平成 28 年度以降に総合的に検討していくと言う事だが、その土台になるものはどうなるのかということです。そのまま良いのであれば、それぞれの地区がやりたいように進めてしまいます。それぞれの地区にはそれぞれの実情があるわけですから。

(委員長)

この計画自体が 28 年度までということで、それ以降のことについては実態に合わせて修正していくことも必要だと思います。この計画というのはあくまでまちづくり協議会というものを構想する段階でのものであり、実際動き始めた後のことは想定してないわけで、理想論で書かれているわけです。実際にまちづくり協議会が設立されて動いてみると、色々難しい問題が出てきていることは確かだと思います。事務局機能のあり方については、もう一度検証した上で、どういう方向に持っていくかという事を議論する必要があると思います。

(E 委員)

議論は必要ですし、ぜひそういった場を設けて欲しいです。

(委員長)

ただ、その議論については、この場で議論すべき内容ではないと思います。別のステージでやっていただく必要があると思いますが、課題は明らかになってきているわけです。そういった場をどういった所で設けていくかという話は別に機会を設けるとして、ここでは、市が事務局機能の充実に向けた支援を行うといった事を条例に明記すべきかどうかといったことを重視して議論していただきたいです。

(E 委員)

この表現は記載しておいて貰わないと困ります。まちづくり協議会の役員も毎年変わるわけですから。就任当初は何もわからない人がほとんどで、こういった支援なしには成り立たないわけです。

(副委員長)

私は、前回示した「場の充実」という表現に、今回事務局が説明してきた内容は含まれないように感じました。ですので、「事務局機能の充実を図ること」という表現にとどめておいた方がよいと思います。将来的に地域と市が話し合う中で、できる事を地域に落としていくといった時に変えれば良い話だと思います。

(事務局)

「充実に向けた支援」という表現を使わせていただいたのは、まちづくり協議会は市の組織ではなく、地域の皆様のための地域の皆様で組織された組織であるからです。市が事務局機能の充実を図るというよりは、まずは地域の皆様が協議会機能の充実を進めていただく中で、これを市が支援していくという関係性がふさわしいのではないかと判断で、こういった表現にさせていただきました。

(副委員長)

まちづくり協議会自体が官製の組織ではないですか。私は「地域の力こぶ増進計画」が策定されている事を知りませんでした。市が勝手につくった計画に基づいて、まちづくり協議会を設立させられたと感じています。住民が主体的に事務局機能の充実を図るといのは違和感があります。むしろ協働でやっていくべきもので、そうでなければ成り立たないものと考えます。

(E委員)

計画が平成24年3月に策定されましたが、この説明を受けた時に、どこの部署がどのような手続きを踏んで作ったのかと思いました。中身を見てみると、理路整然と書かれているわけですが、これを各地区に説明に入ったときには、様々な意見が出ましたね。

(委員長)

副委員長の御意見ですと、「事務局機能の充実を図ること」が良いとの事です。事務局としては、あくまでも住民の自治組織であるので、支援というスタンスは変えられないとの事です。

(A委員)

支援というと、かなり広い意味で取られませんか。例えば、財政面であるとか、人的支援であるとか、捉え方によって、何でも入ってきてしまうように感じます。すべて対応してくれるのであればありがたい話ですが、そうではないのなら、あえて支援という言葉を使わない方がよいのではないのでしょうか。

(F委員)

第1号でも「財政的支援」について触れていますが、ここでもその意味で取られてしまいかねません。「事務局機能の充実」には、ソフトとハードが入っているという説明では、重なって捉えられてしまうと思います。

(G委員)

市が「支援」してくれるということであれば、これで良いのではないですか。

(A委員)

先ほど、E委員が「まちづくりセンターが会計を担っている」と仰いましたが、私の地区ではまちづくりセンターが地区のお金を扱うことは一切ありません。公民館時代からの流れで、地区の現金はまちづくりセンターに一切預けないようにしています。

(E委員)

まちづくり協議会の中に、会計専門の方がいるということですか。

(A委員)

会計はいます。会計の担当者が体育祭や文化祭等の会計を担っています。

(E委員)

その方は他の団体の役割も兼務していますか。

(A委員)

会計は区長会と兼務し、監査は生涯学習推進会と福祉推進会の兼務です。

(E委員)

私の地区では、会長1人がまちづくり協議会専任でいるだけで、他の役職の人達は他団体の役職と兼務しているわけです。これがまちづくり協議会の実態であり、組織的な実態は名ばかりといった所です。これは市内26地区すべてに当てはまることです。

(委員長)

ここまでの御意見を伺いながら、副委員長が官製組織という意味がよくわかってきました。今は官製組織かもしれませんが、どこかの時点でこういった理想に到達したいという計画なのだと思います。現在、皆様は生みの苦しみを味わわれている段階かと思います。これをどうやって移行させていくかというのが、今後の課題かと思います。

(D 委員)

包括補助金制度の導入については、あまり大きな金額に膨らめない方が良くと思います。当初の計画のように大きな金額をまとめて地域に落とすようになると、事務局の負担も大きいものになりますし、地域が担う事は困難になります。

(委員長)

地域の中に自治組織としての事務局の担い手がまだ無いなかで、時間的な余裕を持たせて進めないとなかなか難しいという事ですね。

(D 委員)

これまで批判的な意見ばかり出ていますが、まちづくり協議会が浸透してきていて、まちづくり協議会として進める事業に関して、人集めは楽になりました。まちづくり協議会で「やるぞ」と言うと、「私達も手伝います。」という流れができてきています。そういう面では良かったと思っています。

(E 委員)

確かにそれは言えます。まちづくり協議会の正副会長会には、区長会や生涯学習推進会、福祉推進会の会長が集いますから、何かの行事を起こすときにその場で呼びかければ、それぞれの団体に伝わり、応援者がいくらかでも出てきてくれます。そういう面における協力体制は、まちづくり協議会になって出来ています。

(D 委員)

まだプラスアルファのお金までは渡していませんが、今までの範囲内のお金で呼びかけて、みんなでやろうという体制は出来ています。

(委員長)

運営に関わっていく人材が十分に対応できていないことがありますよね。まちづくり協議会という形を作って、これからは地域で進めて欲しいということで、いくつかの部会と総務企画部門を設けて、すべての地区で設立されたわけです。しかしながら、まだまだ地域において事務的な所を担っていくことは難しいと云うことですね。

(D 委員)

お金が絡んでいくと複雑になっていくと思いますね。

(G 委員)

先ほど事務局が仰ったように、「事務局機能の充実に向けた支援」を行うという表現の中には、人的支援もハードの面の支援もあるという事でした。私はこの表現に違和感はありません。こういった支援を行って、まちづくり協議会の事務局を充実させるということです。確かに今は難しいのかもしれませんが、条例というのは、今を投影するのではなくて、「これからこういうものにしていきたい」、ということを示していくものだと思います。ですので、このままの表現でよろしいと思います。

(E 委員)

絵に描いた餅ばかりではいけないのです。

(G 委員)

理想を掲げていかないと、今あるものを確認していただくだけでは前に進んでいかないと。今あるものではなくて、発展的なものをつくるというのが、この条例の目指すところではないでしょうか。

(副委員長)

確かにそれはわかります。ただし、第 1 号では、「予算の範囲内で」という表現がありますが、これは行政がよく使う言葉で、「予算がないからこれだけです。」と言われたらそうになってしまうわけです。そういう問題は、第 4 号にも当てはまるわけです。「事務局の充実に向けた支援」と言われたときに、「予算がないから、支援はここまでです。あとは地域でやってください。」ということになりかねないです。こうなることを危惧するわけです。

(G 委員)

ですが、項目 9 で、まちづくり協議会が解決できない課題は、「市が補完する」としているわけですから、そこまで悲観的に考える必要があるのでしょうか。

(副委員長)

色んな所で遠慮して言葉を控えて来ましたが、補完関係にしても、必ず予算のことが絡むわけです。ですので、今の段階で、市が「まちづくり協議会の事務局機能の充実を支援する」という表現を使うことは受け入れられません。

(委員長)

市の支援のあり方ということで、まちづくり協議会が順調に動き出した事を想定して、1号から4号までの支援を示しているわけですが、実情はまだそこまで至っていないということです。ただし、一度条例を作ってしまうとなかなか変えられないわけですので、将来的にこういった支援内容を持たせるということを考えたときに、「事務局機能の充実に向けた支援」という表現が良いのか、悪いのかといった視点で考えていただければと思います。

ただ、副委員長の御意見ですと、そもそも市に対する信頼が薄らいでいる中で、このような表現を書かれると、まちづくり協議会が完成形に至るまでに潰れてしまうのではないかとということを危惧されているわけです。そこで、「事務局機能の充実を図ること」とするべきだというのが、副委員長の御意見だと思います。

(副委員長)

その表現を使うことによって、行政が当事者になるわけです。「支援」する立場は、当事者ではなく横から見ているような立ち位置になるわけです。

(F委員)

第1号では、「地区まちづくり活動に対する財政的支援」としています。第4号では、「拠点において、事務局機能の充実に向けた支援」としているわけですが、ここの住み分けはどうなるのでしょうか。拠点に対する支援ということになると、施設に対する支援になるわけですから、ここでも財政的支援が当てはまってくると思います。

(委員長)

第1号では、地区まちづくり活動に対する財政的支援でありますから、まちづくり協議会のそれぞれの部会での活動に対する資金という理解でいいと思います。

(E委員)

この地区まちづくり活動への財政的支援というのは、年間事業として考えれば良いですよ。

(A委員)

地区まちづくり活動について、それぞれの部会の活動だけを捉えられてしまうと困ってしまうので、組織図の中にイベントを別に示しました。イベントもまちづくり活動ですから、補助を貰いたいわけですが、この表現では、部会での活動だけと考えられてしまうかもしれません。

(副委員長)

ここではすべてを含んでいると思います。事業費も事務局経費もすべて含んでいると思います。

(D委員)

第4号は金銭的な支援は入っていないと考えます。

(E委員)

ここは、事務局機能としていますから、そうだと思います。

(委員長)

そうになると、財政的な面というのは、第1号ですべて収まるということですね。第4号の事務局機能の部分では、主には人的支援が中心となるということでしょうか。

(副委員長)

場所の問題も入ってくると思います。

(A委員)

まちづくり協議会の総務企画部門も、どちらかというとな務局の方に入りますよね。

(委員長)

第4号のところでは、副委員長は、「事務局機能の充実を図ること」という表現が良いとのことですが、皆様、いかがでしょうか。

(G委員)

やはり「市がまちづくり協議会の事務局機能の充実を図る」というのは、違和感を覚えます。市が支援する立場なら良いと思いますが、それぞれの地区にまちづくり協議会があるわけですし、主体はどこにあるのかと疑問に感じます。

(D委員)

拠点がまちづくりセンターにある限り、事務局のための部屋を与えたり、ITが利用できる環境を作ったりするのは、市しかできないことと考えます。

(G委員)

それは支援の1つであって、例えば、もし将来地区がお金を持って拠点を建てるといったことも無いわけではないですよね。そういった時には市に支援をしてもらうわけですよね。やはり市が主体になるのではなくて、まちづくり協議会が主体で、市はそれを支援するべきだと思います。

(副委員長)

前回の表現は何を意味していたのでしょうか。「拠点となる場の充実を図る」という表現でしたよね。これは市が主体となってやるという表現ですよね。

(G委員)

ですから、場所を用意するとか、建てるということで、支援するわけですよね。

(副委員長)

前回の表現では「市が充実する」といっているわけです。当初と考え方を変えていますね。

(G委員)

まちづくりセンターは市の施設で、まちづくり協議会のものになるわけでないので、「市が充実を図る」という表現でいいと思います。ただ、まちづくり協議会の事務局を充実させるのは、あくまでもまちづくり協議会であって、市はそれを支援する立場にあると思います。

(副委員長)

そういう考え方もあるかもしれませんが、当初に事務局が示してきた表現は「市が拠点となる場の充実を図る」というものだったはずですよ。まちづくりのための会議室や、事務局のための部屋、あるいは職員の配置についても、市が充実を図っていくべきというのが私の考え方です。ですので、支援という項目から外して、市の役割にして貰っても結構です。

(D委員)

ここには理想と現実とのギャップがありますよね。お金も無い中で、地域が事務局機能を充実していくことはできないです。

(G委員)

ですから、地域が出来ないことを、市が補完するわけですよね。

(D委員)

だから市がやるべきことなのです。

(G委員)

そうすると、まちづくり協議会の主体がどこにあるのかわからなくなります。

(委員長)

まちづくり協議会という組織体と、物理的な空間である活動拠点、施設とは分けて考えるべきかもしれません。組織体を運営するのに市が関与するのは、まちづくり協議会は自治組織でありますし、好ましくないと思います。ただ、その組織が使う拠点は誰が整備するべきなのかということだと思います。「拠点となる場の充実」となると、まちづくりセンターの充実となるわけです。そうなった時にこの施設の充実は誰が行うのかというと、物理的な整備は市がやることだと思います。ただ、そこには場だけではなく、組織を運営するための機能も必要だという議論もあったかと思います。

この辺りは、施設の物理的な整備と、まちづくり協議会そのものの運営という部分とを分けて考えた方が良さそうです。

(D委員)

運営に対しても市が関与している実態があるわけです。「部会を設けなさい」、「ここはこうしなさい」と言って来ている訳です。こういう中で、地域が事務局機能の充実を図ってくださいますというのは、ちょっとおかしいと思います。やはり市が全面的にサポートしていかないといけないと思います。

(副委員長)

まちづくり行動計画にしても、行政主導で進められているわけです。

(D委員)

運営にも市が関与してきているわけです。市は、まちづくり行動計画を作らせて、部会ごとに予算を作って、総務企画部門に提案して、予算をつけるという形にしたいようですが、実際には市から入ってくる予算はほんの一部で、その2倍、3倍という予算は地域から入ってきているわけです。その辺りが難しいわけですが、お互いに歩み寄ってうまくやっていくしかありません。

(委員長)

どこで折り合っていくかということだと思います。多分、事務局としては、「事務局機能の充実に向けた支援」というスタンスは変えられないと思いますが、事務局いかがでしょう。

(事務局)

先ほど委員長が仰ったとおり、まちづくり協議会は自治組織でありますので、主体となる所はどこなのかと考えますと、市は支援する立場にあるべきと考えます。

(副委員長)

それが行政の考え方ですね。結局、行政主導で作らせて、地域を指導して進めているわけです。さきほども財政的支援の所で言いましたが、行政はある程度までしかやらずに、あとは地域でやってくださいという話になりますよ。

(委員長)

ここまでの議論を重ねてきた中で、最初の地域の力こぶ増進計画の進め方自体に問題があったのだろうと感じています。しかしながら、もう既に走り始めているわけです。もう一度、元に戻すかということ難しいですね。

(D委員)

確かにいい面もあります。

(委員長)

そういった良い面を伸ばして、課題になっている部分を調整して、皆さんで模索しながら進めていくことになると思います。そういった場合、第4号の表現をどうしていくかという中で、やはり事務局機能というのは自治組織には欠かせないわけです。しかしながら、全国的に担い手が不足している中で、大きな課題だと思います。この部分をどのように支援していくのかということだと思います。確かに官製の組織なのかもしれませんが、条例というのは、将来どのようにしていきたいということを述べていくことだと思います。そういったことも踏まえて、どこに折り合いを付けていくかという事です。ただ、実態として「地域の力こぶ増進計画」はうまく進ん

でないということはよくわかりました。さて、皆さん、どのようにしていきましょうか。

(D委員)

第1号で財政的支援を言っていますので、第4号には含まれないということで良いですね。

(委員長)

例えばまちづくりセンターの整備や維持補修にかかるお金も、この中に含まれるかどうかということでしょうか。先ほどの御意見ですと、第1号の地区まちづくり活動という言葉にすべて含まれるということでした。そうすると、第4号は組織運営のことになりましょうか。例えば、まちづくり協議会の組織運営に対する支援とかでしょうか。

(D委員)

ここで事務局という言葉を使ったからわかりづらくなったと思いますので、委員長が仰ったような表現がよいと思います。

(委員長)

事務局機能という表現に抵抗感があるわけですね。ここについては、事務局で再検討いただけますか。将来に向けて埋め合わせていかなければいけない課題も浮き彫りになりましたので、そういったことも解決できるような方策を考えていく必要もあるかと思います。ここは再度ペンディングしまして、事務局で再度ご検討いただきたいと思います。

(3) 項目12：諮問機関

(委員長)

続いて、項目12の「諮問機関」になります。ここからが新しい検討項目になります。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明

(副委員長)

諮問機関は必要でしょうか。先ほどから、まちづくり協議会は住民自らの自主的な活動をする組織と言っています。市の審議会が市長の諮問を受けて、何をするのでしょうか。

(D委員)

私もそのように感じていました。

(事務局)

補足させていただきます。ここで示しました審議会につきましては、項目7の「市の役割」にも関連しております。ここでは、第1項で、「市は、第3条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。」とし、第2項で、「市は、前項の実施にあたり、市民等の意見の反映に努めるものとする。」と示させていただいております。地域の力こぶ増進計画のような、市全体のコミュニティ活性化施策を考えていくときに、市単独で考えていくのではなく、このような審議会から意見をいただきながら考えていく、あるいは、市が進める施策について、評価や提言をしていただけるような存在として必要と考え、諮問機関の設置を提案させていただきました。

(委員長)

事務局の説明によると、条文案第6条の第2項に関連するということです。

(D委員)

副委員長の御意見は、審議会の権限が強くなることを危惧してのことだと思います。審議会が各地区のまちづくり協議会の自主的な活動に対して、「こうしなさい」、「あしなさい」と意見が反映されるようになると困ることになると思います。もう少し軽い組織なら良いかと思います。

(委員長)

審議会という市の付属機関になりますからね。どちらかという、懇話会のようなもう少し軽い位置付けのものが良いという御意見ですね。

(D委員)

宗像市の例のように、「実施機関に意見を述べるができる」といったようになった時に、諮問機関の委員の方々はそういった位置付けの基に発言されるわけですね。地域の活動は、市が金銭的にも支援してくれていますが、その3倍、4倍もの金額は地域の財源で動いているわけです。そういう状況下において、委員から強い意見が出されたときに市が困ることにならないか心配します。

(委員長)

ただ、包括的なコミュニティ施策について、みんなでディスカッションする場を設けることは決して悪いことではないと思います。審議会という立場が強いという御意見ですので、懇話会といった形でも良いかと思います。

(副委員長)

まちづくり協議会の会長連絡会というものも存在するわけです。これは今後も続けていくと思います。

(G委員)

連絡会と言いますと、まちづくり協議会を運営する立場の方だけの集まりですね。審議会は第三者的な立場から意見を交わす場ですね。

(副委員長)

住民の自主的な組織の運営に、第三者がどんな調査や審議を行うのですか。さらに意見まで述べると言っています。

(委員長)

委員構成には、「まちづくり協議会の代表者等」と示されております。これは各ブロックのまちづくり協議会の代表者が入ってくるのではないかと思います。当事者であるまちづくり協議会の方々とそうでない第三者の方々が議論する場になるかと思えます。

(E委員)

まちづくり協議会の財源は、各世帯から出されるお金が主となっています。このお金を集約した中で、自主的な事業を執り行っているわけです。審議会から、まちづくり協議会の活動に対して、どのような審議が行われ、どのような意見が出されるかわかりません。

(G委員)

各地区に審議会を作るわけでは無いですね。

(副委員長)

当然、市長が諮問を行えば、それに対して答えが返ってくるわけです。その答えというものは行政から各まちづくり協議会へと降りてくるわけです。だから、半官半民だと言っているわけです。半官半民で良いのであれば、このままで良いと思いますが、あくまで市民の自主的な組織と言うのであれば、このような組織は要りません。

(G委員)

まちづくり協議会はそれぞれの地区の自主的な組織ではありますが、市との関係性もあるわけです。市の支援のあり方等も含めて、当事者と第三者を交えて評価する場は必要ではないかと考えます。

(E委員)

評価する、評価しないといった問題ではありません。

(副委員長)

補助金を出していることについての評価は、議会が行っているわけです。

(G委員)

まちづくり活動を推進するための条例が出来て、この条例がうまく機能しているかどうかと言った所も含めて審議するわけですね。

(A 委員)

この審議会は、年何回開催するなど書いていないし、市長から諮問が無ければ開催されないわけですね。具体的にどのような開催を想定していますか。

(事務局)

基本的な役割は、第 2 項にあります、「審議会は、市長の諮問に応じ、地区まちづくり活動の推進に関する事項について調査し、審議する。」ことですが、第 3 項に、「審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、地区まちづくり活動に関する事項について、市長に意見を述べるができる。」ともししており、審議会側からの提言も担保しております。

例えば、次期の「地域の力こぶ増進計画」を策定する際には、当然地域の皆様の御意見を伺うとともに、尚且つこういった第三者的な立場の方々からも審議をいただきながら作り上げていく、あるいは、年に 1 回審議会の方々に、市が進めるコミュニティ活性化施策について御意見を伺う場を設けて、評価や提言をいただくといった形の開催方法が具体的に考えられるかと思えます。

(副委員長)

それはすべて各地区のまちづくり協議会に跳ね返ってくるということです。条例の主目的は、まちづくり協議会の位置付けを明確化することです。審議会を作れば、行政として審議会の仕事をやらなければならないはずですが。そうすると、何をすることも諮問がでてくるわけで、「コミュニティを活性化するためにこうすべきだ」という答えが出て、それを各まちづくり協議会に求められることになります。

(E 委員)

審議会からの意見を受けるなど、地域にとってはよくない状態です。地域は自主的にやるべきで、縛られるようなことは避けるべきです。

(委員長)

皆様それぞれに御異論があるようです。先ほどまちづくり協議会の連絡会があると聞きましたが、やはり違った立場の方々からも御意見を伺う場があっても良いと思います。そういう意味では、審議会という位置付けは少し重たいようでしたら、一段下げた懇話会のような場でも良いと思います。いずれにせよ、意見交換の場があった方が良いでしょう。

(E 委員)

意見交換の場は刺激にもなりますし、良いと思います。

(委員長)

そこに当事者だけでなく、違う立場の方々にも入っていただくことも必要かと思えます。そこでどういう方向性がいいのかみんなで検討することがあって良いと思います。

(F 委員)

審議会はかなり重たいと思います。しかし、タウンミーティングなどは各地で行われているわけで、皆さんの御意見を伺う場を設けることは必要だと思います。ネーミングについても考える必要があると思います。

(委員長)

今回の第 3 項に示されたような、市長に直接意見を述べられるような役割は必要だと思います。委員構成など、会議体としての構成はこれでいいのかどうかという議論もあるかと思えます。先ほど、まちづくり協議会の会長連絡会があると伺いましたが、これの上に立つものとして、あるいは並行する存在として、第三者的なものがある、お互いに意見交換ができたり、違う立場からの知見を得られる場があったほうが良いと思います。諮問機関という位置付けではなく、意見交換の場と言うようなもう少しゆるい存在の方が委員の皆様も受け入れやすいのだと思います。

(F 委員)

ここで調査、審議すると書かれていますが、具体的にはどのようなことを調査し、審議するのかと考えてしま

います。

(E 委員)

なかなか受け入れがたい表現ですが、こういった言葉は条例などにおいて行政がよく使う言葉です。

(D 委員)

恐らく補助金の不正流用等が念頭にあるのではないかと思います。補助金に関するチェックは必要でしょうけど、これとは違った位置付けでそのような場があれば良いと思います。

(委員長)

そういう監査制度のようなものは、別途何か手立てをしていかなければならないものかと思います。

(D 委員)

先ほど副委員長が仰ったように、議会の中でも補助金についてチェックする役割がありますしね。

(委員長)

補助金が支出されれば監査委員による監査の対象になりますしね。

(副委員長)

監査委員もそうですし、議会の評価委員会もあります。

(F 委員)

やはり調査権がありますからね。

(E 委員)

話は変わりますが、先般、市職員の不祥事が発生しましたね。それによって、市職員が会計を担う補助金交付団体に関して調査が行なわれると聞きました。それはどこの部署が担当するのですか。

(事務局)

財政課が担当することになっています。

(E 委員)

それは民間で言う所の検査部のような部署なのですか。

(事務局)

そういう部署ではないです。今回の会計調査の目的は、市職員の不祥事の再発防止ですので、そういった趣旨に沿って検査が行われると聞いております。

(E 委員)

市内 26 地区すべてが対象になるのですね。

(事務局)

あくまでも市の職員の関与がある地区のみの検査となります。市の職員が会計に携わっていない地区は対象外となります。

(委員長)

ここまでの議論では、諮問機関という性格ではなく、もう少し緩やかな意見交換の場というものが相応しいということのようです。当事者と第三者の方々が集まって、コミュニティ施策について意見交換ができるような場を設けると言うことですね。

(G 委員)

例えばどのようなものが挙げられるのでしょうか。

(委員長)

審議会というと市の付属機関になりますから条例設置になります。ですので、条例設置ではない、懇話会とか委員会といったようなものかと思います。ただ、コミュニティ施策について、市に対して意見を言える場が無いということになると、片手落ちになってしまいます。

(G 委員)

審議会だからこそ、市長に意見を述べることができるのではないのでしょうか。私はある程度高い位置にある方がより機能しやすいのではないかと思います。

(委員長)

例えば、富士市の取組での経験をお話しすると、NPO 活動などの市民協働推進条例で、協働推進懇話会といったものが創案し、担当課に上げて、条例に至った例もあります。ですので、まったく出来ないわけではないです。要は、その会議体に対して、市がどのような位置付けをしてくれるかということだと思います。先ほどの協働推進懇話会といったものは、要綱設置だったかと思います。富士市の場合では、協働推進懇話会に対して、富士市の市民活動について意見を述べる機関として尊重してくれましたので、懇話会で実施計画まで作って担当課まで上げました。ですので、審議会でなくてもできるわけです。

(F 委員)

実際に進める際には、実施要綱を作るわけですね。

(事務局)

そういったものが無いと、実際には進めていけないと思われれます。

(委員長)

こちらにつきましては、事務局の方で再検討いただくということをお願いします。

(4) 項目 1 : 前文

(事務局)

資料より資料説明のみ

(委員長)

ありがとうございます。本日はここまでにしたいと思います。項目 10 の「まちづくり協議会に対する市の支援」、項目 12 「諮問機関」について、事務局で再度検討していただきたいと思います。